

## 旧姓による預金口座取引の取り扱いに関するご案内

旧姓による預金口座のご利用にあたり、下記の事項について、ご利用上の制限および必要なお手続きがございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

### 記

(2023年6月30日現在)

(1)	ご本人さまの確認が必要な手続きにおいては、旧姓が併記された本人確認書類をご提示いただく必要があります。 本人確認書類の旧姓併記は、書類を発行する市町村等への申請が必要となる場合があります。
(2)	旧姓使用口座において、ご利用いただけない商品・サービスがあります(注)。今後、当該取引のご利用を希望される場合は、現姓(戸籍上の氏名)への名義変更等が必要となります。
(3)	戸籍上の氏名に変更があった場合(口座名義の変更がない場合も含む)、当行にお届けいただく必要があります。
(4)	当行への住所のお届けについては、住所の末尾に「〇〇(現姓)様方」と記入していただくなど、郵便物がお手元に届くようにしていただく必要があります。
(5)	旧姓使用口座においては、現姓(戸籍上の氏名)で振り込まれた資金を受取することはできません。

(注) 旧姓を使用する場合にご利用いただけない商品・サービス

預金	当座預金、財形預金、マル優、マル特、マル財、年金受取口座、教育資金贈与専用口座、こうぎん後見制度支援預金等
金融商品	投資信託、保険商品、外貨預金、国債等
融資	ローンを含む融資取引全般
各種サービス	インターネットバンキング、JCB、VISA等

以上